

# オール弘前プレミアム商品券

## お買い物できるお店を募集します!

### 【目的・概要】

本事業は国の重点支援地方交付金を受けて、物価高騰の影響を受ける弘前市民の生活支援とともに、市内における消費喚起および地域経済の活性化を目的として、弘前商工会議所と岩木山商工会が合同で実施するものです。参加を希望する場合は、登録が必要ですので下記内容をご覧ください、お申込みくださいますようお願いいたします。

## 発行総額 57億2千万円!!

プレミアム率  
**30%**

(1冊) 13,000円を  
**10,000円で販売**

全店共通券  
全ての参加店で利用可能  
1,000円×7枚

地元応援券  
弘前市内に本社(本店)がある店舗で利用可能  
1,000円×6枚



### 【登録申請受付期間】

一次締切 ~令和8年 **6月19日(金)**

二次締切 ~令和8年 **8月31日(月)**

6月19日(金)までに申請を頂いた場合チケットの販売開始と同時にチケットの取扱が可能となります。

利用期間 令和8年 7月下旬~12月31日(木)



### 【申込方法】



裏面の「オール弘前プレミアム商品券 取扱事業所登録申請書」に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送、FAX又は持参により提出もしくは、ホームページの応募フォームからご応募してください。申込書はホームページからダウンロードできます。



▲申込書はこちら



### 【参加資格】

弘前市内に店舗・事業所を有する事業者

※地元応援券は弘前市内に本社(本店)を有する事業所のみ取扱いが可能(個人事業主の場合は居所)



### 【参加店舗業種】

小売業・飲食業・各種サービス業等の事業者。以下の物品の購入や役務の提供、取引や業種については使用できないので、参加することができません。

- 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、公共料金等)
- 換金性の高い金券類(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- たばこ・電子たばこ ●商品・サービスなど代金の前払いをするもの  
※商品・サービスの提供期限がプレミアム商品券の利用期間内で、期間内に消費されるものであれば対象となり得ますので、事前にご相談ください。
- 投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金
- 土地・建物の購入、家賃・地代などの不動産に係る支出
- 医療保険が適用される診療や介護保険のサービス
- 風営法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀店、パチンコ店などでの支払い
- 特定の宗教・政治団体に関わるもの、または公序良俗に反するもの
- 宅配便・デリバリーサービス代行事業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- 事業活動に伴って行う仕入代金の支払い
- 上記以外で弘前商工会議所又は、岩木山商工会が適当と認めないもの



### 【参加店負担金】

- 弘前商工会議所または岩木山商工会会員:無料  
(令和7年度会費が納付済み且つ、8年度会費が納付済みか納付する意があること)
- 非会員の場合、売場等面積が1,000㎡未満の事業所: 1万円/1,000㎡以上の事業所: 5万円  
※複数店舗の場合一店舗(事業所)毎に会費または負担金がかかります

#### 会員特例

商業施設等運営している会員は、出店登録や換金作業をまとめて対応していただける場合、対象となるテナントを全て参加店舗とすることができます。

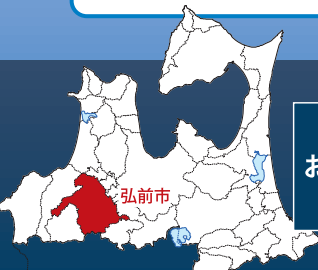


### 【換金方法】

参加店としての登録申請完了後、事務局より取扱ツール(マニュアルや案内等)を送付いたしますので、各事業者様において初期登録(ログイン等の設定)を行ってください。

店頭で使用されたチケットの「QRコード」をスマートフォンやタブレット等のカメラで読み取り、登録ボタンを押すと、売上データが自動集計され、後日、ご指定の口座へ自動的に振込が行われます。

参加店舗向け説明会を7月中旬に開催予定です。詳細は後日お知らせします。



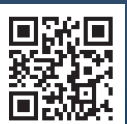
お問合せ

オール弘前プレミアム商品券事務処理センター (弘前商工会議所内3階)

〒036-8354 青森県弘前市上鞆師町18-1

TEL 0172-88-7335 / 090-5455-1636 (受付時間: 平日9:00~17:00)

FAX 0172-31-5766



▲HPはこちら